

養老町第二回定例会会議録

平成二十九年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十九年六月十五日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	報告第二号 平成二十八年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第五	報告第三号 平成二十八年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第六	報告第四号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第七	議案第三十五号 養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第八	議案第三十六号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第九	同意第三号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十	同意第四号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十一	同意第五号 養老町農業委員会委員の任命同意

日程第十二	同意第六号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十三	同意第七号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十四	同意第八号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十五	同意第九号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十六	同意第十号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十七	同意第十一号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十八	同意第十二号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第十九	同意第十三号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十	同意第十四号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十一	同意第十五号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十二	同意第十六号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十三	同意第十七号 養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十四	同意第十八号 養老町農業委員会委員の任命同意について

日程第二十五	同意第十九号	養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十六	同意第二十号	養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十七	同意第二十一号	養老町農業委員会委員の任命同意について
日程第二十八	議案第三十七号	東部町民体育館耐震・大規模改修工事請負契約の締結について
日程第二十九	議案第三十八号	物件供給契約の締結について (消防施設(水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型)整備事業)
日程第三十	認定第一号	平成二十八年度養老町上水道事業会計決算の認定について
日程第三十一	議案第三十九号	平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第一号)
日程第三十二	議案第四十号	平成二十九年度養老町上水道事業会計補正予算(第一号)
日程第三十三	議案第四十一号	平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)
日程第三十四	発議第二号	議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長	青山貞一
出席議員	
一番	北倉義博
二番	岩永義仁

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員	なし
三番	長澤龍夫
四番	大橋三男
五番	三田正敏
六番	吉田太郎
七番	早崎百合子
八番	野村永一
九番	田中敏弘
十番	松永民夫
十一番	林輝見
十二番	青山貞一
十三番	水谷久美子

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼 総務課長	田中信行
総務部	
企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	古川一夫
住民福祉部長兼 住民人権課長	高木勉

住民福祉部	健康福祉課長	高橋正人
住民福祉部	子ども課長	松岡弘泰
住民福祉部	生活環境課長	木村嘉志
産業建設部長兼水道課長	桐山一則	
産業建設部参事	高木伸一	
産業建設部課長	前田勝治	
産業建設部	伊藤幸広	
農林振興課長		
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修	
産業建設部	田中一也	
建設課長		
会計管理者兼会計課長	田中隆	
教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長	佐藤昌子	
教育委員会生涯学習課長	久保寺利明	
消防	野村博治	
消防次長	渡辺章博	
消防次長	近藤清隆	
消防警防課長	三和隆夫	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤嘉但
議会事務局書記 國枝利法

(開会時間 午前九時二十八分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成二十九年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いいたします。傍聴の皆さんも御一緒にお願いをいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございました。御着席ください。

昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の吉田太郎君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

それでは、吉田太郎君、演台の前までお進みください。

——感謝状贈呈——

本日の会議は、全員出席であります。

それでは、ただいまから平成二十九年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 北倉義博君を指名します。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月八日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長（松永民夫君） 去る六月八日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成二十九年第二回定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、本日六月十五日から六月二十六日までの十二日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことと決定をいたしました。

次に、一般質問につきましては、議会二日目の六月二十三日金曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定をいたしました。

次に、審議する議案につきましては、繰越明許費についてが三件、条例の一部改正についてが二件、人事案件についてが十九件、

契約の締結についてが二件、平成二十八年年度特別会計の決算の認定についてが一件、平成二十九年年度一般会計及び特別会計補正予算についてが三件、議員の派遣についてが一件、以上合計三十一件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十八年年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第六、平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての二議案につきましては、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定による報告であり、日程第五、平成二十八年年度一般会計事故繰越し繰越計算書については、同施行令第五百十条第三項の規定による報告であることから、以上計三議案については、議会初日上程をし、報告のみを受けること。

次に、日程第七、養老町税条例の一部を改正する条例について及び日程第八、養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例についての二議案、並びに日程第三十、平成二十八年年度養老町上水道事業会計決算の認定についてから、日程第三十三、平成二十九年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの四議案、以上計六議案については、議会初日に逐条上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第九、養老町農業委員会委員の任命同意についてから、日程第二十七、養老町農業委員会委員の任命同意についてまでの計十九議案については、議会初日において一括上程をし、提案説明を受け、各議案ごとに質疑を行うこととし、人事案件につき討論は省略し、採決をすること。

次に、日程第二十八、東部町民体育館耐震・大規模改修工事請負契約の締結について及び日程第二十九、物件供給契約の締結について（消防施設（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）整備事業）の計二議案については、契約案件につき、議会初日に逐条上程をし、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い採決すること。

次に、日程第三十四、議員の派遣については、地方自治法第百条第十三項及び養老町議会会議規則第百三十条第一項の規定により、議会初日に上程をし、採決をすること。

なお、日程第七、養老町税条例の一部を改正する条例について、日程第八、養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について、日程第三十一、平成二十九年度一般会計補正予算（第一号）及び日程第三十三、平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の計四議案の付託先である総務民生委員会は、六月十九日月曜日の午前十時から。

また、日程第三十、平成二十八年度上水道事業会計決算の認定について、日程第三十一、平成二十九年度一般会計補正予算（第一号）及び日程第三十二、平成二十九年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）の計三議案の審査の付託先である産業建設委員会は、六月十九日月曜日の午後一時三十分から開会するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定をいたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の

会期は、本日六月十五日から六月二十六日までの十二日間にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日六月十五日から六月二十六日までの十二日間と決定しました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第百三十五条の二第三項の規定により、平成二十八年度の三月、四月分及び平成二十九年度の四月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社の経理状況を説明する書類として、事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、議員各位のお手元に配付をいたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成二十九年第二回養老町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、梅雨に入ったといえますけれども、梅雨らしくない日が続いているわけでございますけれども、今後も各地では大雨もございまして、気を引き締めて対応できるように準備をしていきたいというふうに考えております。

現在、養老改元一三〇〇年祭が三月二十日より開催をしておるところでございますけれども、本日は議員の皆様方もPRのためにシャツを着ていただいているということで、まことにありがたいございます。天気にも恵まれて、各イベント等、順調に開催をさせていただいております。

五月三十一日、六月一日の全日本愛瓢会、秋篠宮殿下をお迎えして無事に開催することができました。予想以上の方に皆さん御参加をいただけたということでございますし、また六月十一日の巡回ラジオ体操・みんなの体操会も千三百人を目標にということで行いましたが、約千八百五十人ほどの方々に参加をいただいたということで、大盛会であったというふうに感じております。

また、この六月十八日には、消防協会の主催で消防操法大会が行われますけれども、消防感謝祭ということで、午後からは事業所別の消火栓競練会も一緒に行わせていただいて、消防団活動、それから事業所の方々の防火意識、防災意識というものを高めようということでございます。ぜひとも議員各位にも御参加をいただければというふうに考えております。

やはりこの一三〇〇年祭、多くの方に御参加をいただき、養老町の魅力を改めて感じ、そして後世にこのよさを残していこうということでございます。ぜひとも、これからのイベントも皆様方にも御参加をいただき、盛会のうちに終わることができるように頑張っていきたいと考えております。御協力のほう、よろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は御苦勞さまでございます。

○議長（青山貞一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第四、報告第二号及び日程第六、報告第四号は、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定による報告であり、日程第五、報告第三号は、同施行令第五百十条第三項の規定による報告であるため、逐条上程後、報告のみを受けたいと思います。

最初に、日程第四、報告第二号 平成二十八年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程をいただきました報告第二号 平成二十八年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この計算書につきましては、平成二十八年十二月の第四回定例会及び平成二十九年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、平成二十九年年度へ繰り越した額を報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、個人番号カード交付事業二百三十八万二千円、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業四千九百六十七万七千円、ケアホーム等整備事業八百十八万五千円、社会資本整備総合交付金事業四千七十六万二千円、スマートインターチェンジ建設事業二千三百四十七万一千円、町営、それから改良住宅補修費三百三十万一千円、次世代育成支援・女性活躍推進拠点創出事業二千九百八十万円、合計七事業で一億五千六百九十六万八千円でございます。

以上で、報告第二号 平成二十八年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第五、報告第三号 平成二十八年
度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題としま
す。

町長より報告を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第三号 平
成二十八年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説
明を申し上げます。

平成二十八年年度予算に計上しておりました教育費、教育総務費
のふるさと学習推進事業費につきまして、テキストで使用する図
版及び写真等の著作権の確認作業に予定した以上の時間を要し、
当初の契約期間内での納品が困難となり、事業費三百七十九万二
千五百七十一円を平成二十九年へ繰り越したものでございます。
以上で報告第三号 平成二十八年養老町一般会計事故繰越し
繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第六、報告第四号 平成二十八
年度養老町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
を議題とします。

町長より報告を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第四号 平
成二十八年介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書につい
て御説明を申し上げます。

この計算書につきましては、平成二十九年三月の第一回定例会
において議決を得ました繰越明許費について、平成二十九年
度へ繰り越した額を報告するものでございます。

事業の繰越額につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業

一億一千七百四十万円でございます。

以上で報告第四号 平成二十八年介護保険事業特別会計繰越
明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第七、議案第三十五号及び日程
第八、議案第三十六号は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、
総括質疑のみを行います。

それでは、日程第七、議案第三十五号 養老町税条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十五号
養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせてい
たきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成
二十九年三月三十一日に公布されたことに伴い、養老町税条例の
一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、
十分御審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（古川一夫君） それでは、提案説明させていた
だきます。

附則第二条の四、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等にお
いて、今回の地方税法の改正によりまして、配偶者控除及び配偶
者特別控除の見直しがなされまして、控除対象配偶者の定義が改
められたことによりまして、文言の訂正をするものでございます。
現行の「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」と名称が変更と

なります。

なお、施行日は、平成三十一年一月一日でございます。以上で
ございます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま
すので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめ
ていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫議員。

○十番（松永民夫君） 文言の訂正のように思いますが、控除対象
配偶者から同一生計配偶者に変わったということで、同一生計を
していなければ対象にならないというような理解なのか。前回の
場合は控除対象者ということですので、同一生計をしていなくて
も配偶者の対象になれば控除になったのが、同一生計をしていな
ければ対象にならないという意味でよろしいんでしょうか。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） 議員の御指摘のとおりでござい
ますので、名前の名称変更で三十一年一月一日から変わりますの
で、細部について、まだ正確な情報をもらっておりませんけれど
も、実際のところ、同一生計・同一世帯の中の配偶者という形に
なりますので、その部分でまた変更がございましたら、また御説
明させていただきますが、今のところこういうことでございます。
以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認めます。総括質疑を終わしま
す。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたい
と思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。よって、本案は総務
民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第八、議案第三十六号 養老町

地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十六号

養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例
の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、地域包括支援センタ
ーの職員に関する基準を改めるほか、引用法令条項のずれが生じ
たことにより、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうか
ら補足説明をさせていただきます。

養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例
につきましては、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術など
の向上に努めているかを確認し、またみずからの実践に足りない

ものを認識し、さらなる資質向上を図るため更新制を導入し、更新時における新たに研修を創設するなど内容をとする介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第一条は条例の趣旨が定めてありますが、介護保険法の改正により引用してあります条項を、第二条は、主任介護支援専門員の要件として主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を超えない期間ごとに受けることが定められましたので、字句を改正するものであります。

次に附則であります、附則第一項といたしましては、この条例は公布の日から施行するものとし、附則第二項につきましては、平成二十六年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する経過措置を規定したものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） それでは質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第九、同意第三号 養老町農業

委員会委員の任命同意についてから、日程第二十七、同意第二十一号までの計十九議案については一括上程し、提案理由の説明後、各議案ごとに質疑を行い、同意の人事案件につき討論を省略して採決を行います。

まず町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第三号から第二十一号までの養老町農業委員会委員の任命同意について御説明させていただきます。

このたび、現農業委員会委員二十三名の任期が平成二十九年七月十九日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年三月三十一日法律第八十八号）第八条第一項の規定により、農業に関する識見を有する次の者十九名を新たな農業委員会委員に任命するため、同意を求めるものでございます。

なお、十九名につきましては、養老町農業委員会委員選考委員会において選考が行われ、報告を受けた方でございます。新たな農業委員会委員の任期は、平成二十九年七月二十日から平成三十二年七月十九日までの三年間でございます。

報告を受けた方は、住所、岐阜県養老郡養老町高田四百四十四番地二、中村辰夫。以後、養老町までをちよつと省略をさせていただきます。烏江千三百三十一番地一、平井金吾。上方三百四十五番地、高木敬子。桜井五百九十六番地一、澁谷幸男。岩道百五十六番地、若山勝行。飯ノ木七十七番地、伊藤政幸。小倉百十九

番地、高木征雄。一色七百三十二番地、問山博之。大巻五千四百六十三番地八、山田常夫。瑞穂二百七十三番地、森川保男。大巻八百十二番地、安立正行。下笠七百九十一番地二、小野和孝。船附九十三番地、西脇康。栗笠八十四番地、高橋敏央。祖父江二千五百五十二番地、安福正紀。金屋百十四番地一、大橋誠。橋爪千三百三十四番地、木村五貴。豊二十一番地三、日比野守。室原六百三十六番地一、田中清美。

以上で、同意第三号から第二十一号までの養老町農業委員会委員の任命同意についての御説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

これより順次議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、日程第九、同意第三号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第十、同意第四号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十一、同意第五号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第十二、同意第六号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第十三、同意第七号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第十四、同意第八号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第十五、同意第九号 養老町農業委員会委員の任命

同意についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十六、同意第十号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十七、同意第十一号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第十八、同意第十二号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十九、同意第十三号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第二十、同意第十四号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第二十一、同意第十五号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第二十二、同意第十六号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第二十三、同意第十七号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第二十四、同意第十八号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第二十五、同意第十九号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第二十六、同意第二十号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第二十七、同意第二十一号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（青山貞一君） 続いて、日程第二十八、議案第三十七号及

び日程第二十九、議案第三十八号の二議案については、逐条上程し、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

まず日程第二十八、議案第三十七号 東部町民体育館耐震・大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十七号

東部町民体育館耐震・大規模改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

東部町民体育館につきましては、耐震基準を満たしていないとともに、築後三十七年が経過し、老朽化のため傷みの激しい箇所がありますので、耐震化及び改修工事を行うものでございます。

養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌

子君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

東部町民体育館の地震に対する安全性を数値化したIs値は、安全であるとされている〇・六を下回る〇・三三であり、耐震性がないと判断されているとともに、昭和五十五年の建築以降、大規模な改修が行われておらず、外壁等の経年劣化や傷みが著しいため耐震化及び改修工事を行うものです。

この工事により東部町民体育館の地震に対する安全性を確保し、施設の長寿命化を図る効果があります。その内容について御説明申し上げます。

契約の目的、東部町民体育館耐震・大規模改修工事。契約の方法は指名競争入札です。契約金額は二億三千二百二十万円でございます。契約の相手方は、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十九番地、株式会社大橋組代表取締役 大橋信行です。工期は、本契約締結の日から平成三十年二月二十八日までです。工事場所は、養老町下笠地内です。

工事の概要につきましては、耐震工事、屋根改修、外壁改修、内装改修、便所改修、電気・機械設備改修工事等でございます。入札執行一覧表につきましては、資料の後ろから二ページに添付してございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、ただいま提案説明の中で、現在のIs値が〇・三三ということですが、今回の大規模

改修によって、このI s値はどのように変化するかお尋ねしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） ただいまのI s値に関する質問でございますが、改修後、○・七六という数値になると計算されております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） I s値の○・七六ですけれども、これは縦の揺れ、横の揺れというところもあると思うんですが、そういう点ではいかがでしょうか。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） ただいまのI s値につきましては、Y方向でございますので、南北方向の揺れになります。ちなみにX方向、東西方向につきましては、一・一七という数値を得ております。

○議長（青山貞一君） ほかに質問はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） 工事内容について、ちょっと説明を受けたいと思いますが、よく利用者の方から東部町民体育館のフロアの柔軟性といいますが、体育施設については全部クッション性がなければいけないという構造になっていると思いますが、余りにもクッション性があり過ぎるというか、沈下しているんじゃないかというような指摘をよくお聞きするんですが、そのようなところについての対応は、今回の工事でされるのかというのが一点。それと、もう見ても明らかにわかるように外構のいわゆる下が

りといいますか地盤沈下、これが余りにもひどいという現状であります。今回、外構工事については入っておりますが、それについての対応はどうされるのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） ただいまの御質問につきましては、今、基礎コンクリートの部分につきまして、二十六カ所についてくいを打ち込みます。それで基礎コンクリートにくいを打ち込んだことによって安定をさせ、その上にジャッキを設置し、今あちこちゆがんでいる状態のものを直す工事を行います。

外壁につきましては、犬走り等の改修を行います。あとスロープの設置を行いますので、あわせて周囲については改修のほうを行ってまいります。

○議長（青山貞一君） よろしいですか。ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、林議員からも言っていたように地盤沈下ということで、もう本当に何十年前からそのような状況で、本当に地震が各地区で起こっております中で、僕らも何年以上見ておる中で、なぜ今までほかっておいたのかというのをちょっと聞きたいのと、先ほど今言ったように、体育館の中の卓球をやっている人、卓球の落ちたボールがすうっと斜めに下がって落ちるような状態が本当にすうっと続いたんですね。そういう中で、なぜ今までほかっておいたかということの説明をしてほしいなあとはい

ます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 先ほど大規模改修をしないと回答いたしましたでしたが、実は床面につきましては、基礎コンクリートの上に床との間にジャッキがかませてあります。そのジャッキアップをするとかという工法の中で床の調整というものを図ってまいりました。今現在、そのジャッキがいっぱいまで伸び切った状況でもう調整がつかないということで、今回、耐震とあわせて改修を行うというものでございます。

なお、犬走り周囲につきましては、先ほど林議員の御質問にもありましたけれども、そこについては改修をしていないのでコンクリートが割れた状態で、見ても床下が見られるような状態になっておりますので、大変お見苦しいところを放置したということとございますが、今回の改修のほうであわせて改修のほうを行ってまいります。

○議長（青山貞一君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。それでは、これより暫時休憩いたします。再開は十時四十五分いたします。

（午前十時三十一分 休憩）

（午前十時四十四分 再開）

○議長（青山貞一君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

ここで大橋養老町長より議案の修正についての申し出がありましたので、許可いたしました。

大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 議案第三十七号で先ほど議決をいただきましたが、議案の字の誤りがございまして、株式会社大橋組の「代表取締役 大橋信行」の「行」という字が「之」という字でござ

います。間違っております。訂正をしておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（青山貞一君） 以上で終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十九、議案第三十八号 物

件供給契約の締結について（消防施設（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）整備事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十八号

物件供給契約の締結について（消防施設（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）整備事業）の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在、養老町消防本部養老

消防署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 三和警防課長、補足説明。

○消防警防課長（三和隆夫君） それでは、補足説明させていただきます。

現在、養老町消防本部養老消防署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車は、平成八年の配備から二十年を経過しており、消防施設整備計画に基づき更新するものであります。

また、東海環状自動車道養老インターチェンジが開通することに伴い当管轄の負担が増すため、消防力の強化を図るとともに、同自動車道は専用道路とし、全面高架となっていることから、本線内での車両火災等の災害事案が発生した場合において水源の確保が困難なため、大容量の水槽付消防ポンプ自動車を導入するものであります。

なお、管内の各種災害事案にもその機能性を生かし、迅速な対応を図るものであります。

次に、その内容について御説明を申し上げます。

一、物件名、消防施設（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）整備事業。二、契約の方法、指名競争入札、十社によるもの。三、契約金額、五千九百四十万円。四、契約の相手方、岐阜県岐阜市本郷町四丁目二番地、株式会社三陽商会岐阜営業所、代表取締役 溝口章治。五、納入期限、平成三十年一月三十一日。六、納入場所、養老町消防本部。七、物件の概要、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、

ポンプ性能Ａ二級、水槽の容量、五千リットル。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十、認定第一号から日程第三十三、議案第四十一号までの四議案については、逐条上程後、

提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第三十、認定第一号 平成二十八年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平成二十八年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを説明さ

せていただきます。

認定第一号 平成二十八年度養老町上水道事業会計決算の認定について。地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十八年度養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず平成二十八年度の上水道事業、給水状況につきまして御説明させていただきます。

最初に二十ページをあらんくください。

業務量で述べてありますとおり、年度末給水戸数につきまして、前年度より十九戸増の八千六百九十七戸、給水人口につきましては、前年度より九十一人増の二万七千三百十九人となりました。また、同じページにあります年間有収水量は、前年度より二万一千九百七十二立方メートル減の二百三十三万五千四十四立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、前年度の七五・八％から二・一九ポイント増の七八％となりました。

それでは一ページをあらんくください。決算報告書について御説明させていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に収益的収入及び支出、いわゆる三条会計であります。収入の第一款水道事業収益の決算総額は四億六千八百七十八万六千四百九十九円となり、支出の第一款水道事業費用の決算総額は三億九千六百七十七万五千九百九十八円となりました。

次に、二ページをあらんくください。

資本的収入及び支出の四条会計についてであります。収入の第一款資本的収入の決算総額は三億七千二百二十二万六千九百五十六円となり、支出の第一款資本的支出の決算総額は六億五千四百八十五万三千九百九十二円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億八千二百六十二万六千二百三十六円につきましては、過年度分損益勘定留保資金一億九千八百七十六万七千七百七十三円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額三千九百七十三万四千六百五十九円及び減債積立金四千四百十三万八千四百円で補填いたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明させていただきます。

二十五ページをあらんくください。

三条会計であります水道事業収益の状況につきまして、収入総額消費税抜き金額は四億二千八十六万九千五百一十一円となり、前年度の四億二千八百六十五万八千五百七十七円と比べて七百七十八万八千九百九十六円減となりました。

水道事業費用総額は、三億八千八百三十一万四千三百三十五円となり、前年度の三億八千七百四十七万六千三百三十九円とほぼ同額となりました。この結果、四ページの平成二十八年度養老町上水道事業損益計算書の当年度純利益が三千二百五十五万五千三百七十六円で、当年度末処分利益剰余金は四億六千二百八十三万八千八百五十二円となりました。

二十七ページをあらんくください。

四条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明させていただきます。

資本的収入総額は三億六千九百十八万一千六百三十円となり、

前年度の三千五十五万六千九百十八円に比べて三億三千八百六十二万四千七百十二円増となりました。これは主に西小倉簡易水道区域の統合に伴う整備事業として、企業債の借入れを三億円行なったことによるものでございます。

二十八ページをご覧ください。

資本的支出総額は六億九百七十六万八千三百九十二円で、前年度の三億五千八百二十六万二千六百四十四円に比べて二億五千五百五十万六千二百二十八円の増となりました。

主な内容について御説明させていただきます。

一目配水設備拡張費で西小倉簡易水道区域の統合に向けて、管路の整備を三千百五十六メートル行なったことに加え、西小倉配水池送水ポンプ場の新設を行いました。

二目配水設備改良費で耐震管に入れかえる工事を高田、押越地内で千十メートル、老朽管布設がえ工事を押越、みのりが丘地内で百八十五メートル行いました。

以上で、認定第一号 平成二十八年度養老町上水道事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いましたが、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 監査委員の決算審査意見書にありますように、経営成績については、水道事業収益は一・八二％減少、また

水道事業費用は〇・二二％増加であり、上水道事業を取り巻く環境は、人口減少等、厳しい状況下になっていると、このように書いてありますが、そのことを踏まえて、二十八ページの土地購入費の件でちょっと質疑をいたしたいと思います。

款資本的支出、項建設改良費、目固定資産購入費の土地購入でございますが、ある議員の調査依頼書の回答によりますと、送水ポンプ場の土地は、地元区に小倉増圧ポンプ場周辺で適地を打診したとありますが、具体的に誰にどのように打診されたのか。また打診については、口頭か文書なのか。それから適地候補地は一カ所か複数あったのか。

三点目としては、ボーリング調査を行われておりますが、一般論としては、購入予定地するのが常識と考えるが、今回別の場所で行い、用地購入は別ということ、さらにそこで建設をされたわけですが、この建設に当たった支障はなかったのか、その点。

それから四点目としては、購入単価の根拠を求めたいと思います。

それから五点目としては、三月の産業建設委員会で視察をさせていただきましたが、この現状を見ますと、購入用地の半分ぐらい上多度小学校教職員用の駐車場として舗装してありますが、目的外使用ではないかと、このように私は判断をいたしておるんですが、その辺の説明を求めたいと思います。財政の厳しき折、すぐに舗装をしなくてもよかったのではないかなあと、このように思っております。

以上、五点あると思いますが、回答をよろしく願います。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） ただいまの田中議員の

御質問でございますが、前回、議員さんにお答えしたと内容が酷似しておりますが、今、その資料が手持ちにございませんので、後ほどまた御回答をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 今、送水ポンプ場の土地購入の問題が出ましたけれども、この土地の購入の前所有者はある議員であるというところで、今、国でもそんなとか、ああいう言葉でいろいろと問題が起きておりますけれども、そこら辺は執行部として慎重に取り組んで土地の購入に至ったのかという、その辺の説明をいただけたらと思います。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） ただいまの議員の御質問でございますが、私どもは、今、旧の送水ポンプ場の一番最適の一番近くで現在の送水ポンプ場を新設いたしましたので、経費的にも一番経費がかからなかったのではないかとというふうに考えておりますし、一番最適であったと確信しております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） それでは質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十一、議案第三十九号 平成二十九年年度養老町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十九号 平成二十九年年度養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千八百七十二万二千元を追加し、予算総額を百十億二千六百七十二万二千元とするものでございます。

主な内容は、改良住宅譲渡推進事業、笠郷小学校空調施設整備事業、養老公民館及び養老自治会館移転事業、社会資本整備総合交付金事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

総務部関係につきましては、歳出の補正はございませんが、歳入として八ページの繰越金で財源が不足する額二千六百六十五万六千円を増額いたしております。

次に、四ページの第二表 地方債補正では、新たに改良住宅解

体事業債七百五十万円を追加し、そのほか歳出の補正に伴い、社会資本整備事業債へ限度額の三百十万円を減額し、補正後の限度額を八千七百九十万円に、学校教育施設等整備事業債で限度額を百万円増額し、補正後の限度額を一千八百八十万円とするものでございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私からは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず九ページの歳出から説明をさせていただきます。

款三民生費、項一社会福祉費、一目社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業で福祉介護職員処遇改善加算の所得促進特別支援事業における電算プログラムの改修業務委託料として十三万五千円を増額いたしました。

次に、五目隣保館費では、福祉センター維持管理事務費で、福祉センター内にあります高圧受電設備の老朽化による改修工事費として五十五万三千円を増額いたしました。

次に、九目心身障害者福祉センター費では、心身障害者福祉センター維持管理事務事業で、事務室のエアコン室外機の修繕工事費として七十一万三千円を増額いたしました。

次に、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業において、平成二十九年三月三十一日に公布された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に対応するため、子育て支援システムの改修業務委託料として三十五万七千円を増額いたしました。

次に、七ページの歳入について御説明申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、二目民生費国庫補助金で

は、介護・福祉特別支援事業補助金として十三万五千円を増額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に歳出の説明をさせていただきます。

まず九ページの款六農林水産業費、項二林業費、一目林業総務費の森林整備事業調査推進事業費では、平成二十八年度に県が策定した百年先の森林づくり計画の森林配置計画及びゾーニングをもとに各市町村による地域検討会を開催し、独自の森林配置計画を策定する必要がありますので、森林配置計画策定業務委託料等として二十万三千円を新たに計上いたしました。

次に、十ページの款七商工費、項一商工費、三目の観光費の観光事業振興費では、養老公園での誘客イベント事業を後援するため、負担金補助及び交付金を三十五万七千円、ふるさと養老観光宣伝費では、養老鉄道、養老駅構内に葛飾北斎が描いた養老の滝の浮世絵と、岐阜県で唯一の横綱である鬼面山谷五郎の錦絵のパネルを設置するための費用として委託料四十九万一千円、また養老キャンプセンター維持管理及び親孝行のふるさと会館維持管理費では、それぞれの施設に自動体外式除細動器、いわゆるAEDを設置するための費用として備品購入費を六十万四千円、合計百四十五万二千円を計上いたしました。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画事業におきまして、その財源である社会資本整備総合交付金が当初見込み額より減額交付となりましたので、事業の見直しを図り、一千六十二万四千円を減額いたしました。

三目道路橋梁新設改良費の社会資本整備総合交付金事業では、社会資本整備総合交付金の増額交付に伴い、事業見直しにより三百四十一万九千円を増額いたしました。

項五住宅費、一目住宅管理費では、改良住宅譲渡推進事業費として、今後、譲り渡しを行う上で必要となる改良住宅用地測量及び分筆登記業務、旧耐震基準により建築された改良住宅の耐震診断業務及び住宅分離工事概算設計調査業務の委託料として一千四百四十三万三千円、昭和四十六年建築の改良住宅二棟の解体工事費で八百三十四万九千円、合計で二千二百七十八万二千円を新たに計上いたしました。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

まず七ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金の節区分一道路橋梁費補助金では、歳出の土木費の道路橋梁費でも御説明いたしました、社会資本整備総合交付金の交付額に伴う補正で三百九十六万二千円を減額いたしました。

内訳といたしましては、橋梁長寿命化事業を五百八十四万二千円減額し、社会資本整備総合交付金事業が百八十八万円増額となりましたので、合計で三百九十六万二千円を減額いたしました。

区分二都市計画費補助金では、改良住宅の耐震診断における建築物等耐震化促進事業補助金として十四万円を新たに計上いたしました。

次に、款十四県支出金、項三委託金、三目農林水産業費委託金、二節林業費委託金では、百年先の森林づくり計画の森林配置計画策定業務委託金として二十万三千円を新たに計上いたしました。

次に、八ページの款二十町債、項一町債、三目土木債の節区分一土木債では、歳出の土木費の道路橋梁費における二事業の補正に伴い、三百十万円を減額し、区分三住宅債では、歳出の土木費

の住宅費における改良住宅解体事業債として七百五十万円を新たに計上いたしました。

以上で産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出の説明をさせていただきます。

十一ページ、項二小学校費、一目学校管理費では、小学校校舎等施設整備事業として笠郷小学校に空調施設の整備に伴い、実施設計委託料として百四十一万五千円を計上いたしました。

二目教育振興費では、森と木と水の環境教育推進事業において、学校提案が県の採択を受けましたので、養老小学校の視察に伴うバス借上げ料として十八万円を増額しております。

項三中学校費、一目学校管理費では、中学校校舎等施設整備事業として、東部中学校にあります高圧受電設備の老朽化による改修工事費として六十三万一千円を増額いたしました。

項五社会教育費、三目公民館費では、地区公民館維持管理費として西美濃農協の支店の統廃合により農協養老支店の廃止に伴い、同建物にある養老公民館及び養老自治会館を農業勤労福祉センター、中央公民館中ホールへ移転するための改修工事所要額として、設計業務委託料五十七万八千円及び工事請負費六百九十五万八千円を計上いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず七ページ、款十四県支出金、項二県補助金、七目教育費県補助金では、森と木と水の環境教育推進事業として十五万円を増

額いたしました。

八ページ、款二十町債、項一町債、五目教育債に学校教育施設等整備事業債として百万円を増額しております。

以上で教育委員会事務局の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 九ページの款六農林水産業費でございますが、これは全県下の自治体に六月議会で県のほうから委託料というようなことで支出されるものなのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問に対して回答させていただきます。

こちらのほうでございますけれども、県のほうといたしましては、二十九年当初のほうで上がっていたと聞いてございます。

県のほうとしましては、二十九年度の事業評価、調査票等によりまして、そういったことを各市町村に対して独自の森林配置計画を策定することを求めているので、そういった指示に従いまして、町としては当初に組んでございませんでしたけれども、全市町村に対してそういった地域での討論会を行いなさいということで新たに補助の要求が参りましたので、二十万三千円という

金額を今回の補正で上げさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二十万三千円の算出根拠がよくわからないので教えていただきたいのと、地域で養老町内の森林配置計画を企画しなさいということであれば、委託料という形での支出というのは不適切だと私は思うんですが、これはどこに何を委託する委託料なんですか。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、自席答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、ただいまの御質問に回答させていただきます。

まず第一点目、どこへ委託をされるのかということでございますけれども、養老町といたしましては、地域といいますよりも、養老町には養老町森林管理委員会というのがございます。そういった中で、私のほうといたしましては、西南濃森林組合さんのほうへ、山の実情に一番詳しいということで、そちらのほうへ委託をさせていただきたいというふうで見積書等をらせていただき、そちらへ委託するというような計画になってございます。

ほかに市町村にも問い合わせをいたしました、やはり近隣も一番そういった実情に詳しいのは各森林組合だということで、そちらのほうへ委託するというような情報も入りましたので、当町としても森林組合のほうへ委託をさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二十万三千円の根拠を教えてください

たいのと、今回は県の予算の対応ですが、今後、一般財源で対応するようなメニューはある程度想定されるのか、その点ではどういうふうな御見解をお持ちでしょうか。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） ただいまの御質問でございますけれども、こちらに関しては、県のゾーニング等森林計画に対しての意見を出すということでの会議でございますけれども、今後につきましては、当然、養老町等のマスタープランになります市町村の森林整備計画というものにも反映していくというようなことが必要になってまいりますし、今後、林野台帳のほうへの反映とかいう部分も必要になってまいりますので、そういった部分との関連で町費での負担も発生するとは思われます。

二十万三千円の根拠でございますけれども、委託料の見積書をとらせていただきました、二十万円で、内容といたしましては、指示されました計画配置図案の木材生産で、実は四つのゾーニングをせよということになってございますので、その配置計画、そういったものが必要ということで、内訳としましては、その人件費、業務費、事務費として二十万円の見積もりが出てまいりましたので、そちらのほうで上げさせていただいております。三千円につきましては、そういった会議等での飲み物代というような形で上げさせていただいております。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 大綱的な質問ということですので、そのようにお答えいただければ結構でございます。

十ページの道路橋梁推進費の中で、橋梁長寿命化の関係で交付

金が一千万円以上減額されたということですが、これの減額の理由がわかれば教えていただきたいと思っています。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの松永議員の御質問についてお答えをさせていただきますというふうに思います。理由ということでございますけど、まず社会資本整備総合交付金でございますけれども、国の交付金事業ということで水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援などの政策目標の実現のための事業を支援するといった交付金でございます。その中でいろいろございまして、こちらについては原因ということとははっきりわかりませんが、減額ということになったということでございます。

その一方で、もう一つの社会資本整備総合交付金事業の交通安全面の対策については、手厚い内示があったということでございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 十一ページの教育費の公民館費の関係ですが、養老自治会館がJAさんの御都合で今度中央公民館のほうへ移られるというようなことで、我々上多度も今JAと併設の状況の中で、中身の条件はちよつと違うと思いますが、その辺のJAとの話し合いを養老自治会館はもちろんですけれども、上多度も同じように進められておられるのかということと、それから中央公民館の中ホールはどこへ移転を計画しておられるのか、その二点を伺います。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの田中議員

の質問でございますけれども、まず関係します農協との打ち合わせ等につきましては、養老公民館、養老自治会館につきましては、昨年の八月にそういった移転、支店の廃止という打ち合わせをしております。それに伴って、今回、養老公民館及び自治会館の移転を計画するものでございますが、その先についても、今月の二十九日にまた農協と話し合う場を設けております。

上多度につきましては、もう既に上多度の今の施設に入っているのは自治会館ということで、ちよつと直接の関係はないので、そちらについてはまだ詳しい打ち合わせ等はしておりません。今後することになると思いますけれども。

なお、中央公民館中ホールの移転につきましては、玄関の自動ドアを入っていたいて右側の東館というところに事務室らしきものがあって、その奥に給湯室と物置があるんですが、倉庫のほうがパーテーションでつくつてあるということで取り外しが可能ということで、そのパーテーションを取り外しまして、約四・八メートル四方の部屋がとれるということで、そこを事務所にいたします。そして隣のトレーニングルームですが、あの部屋を真ん中で仕切って二つの会議室をつくるということで工事を進めたいと思っております。

こちらにつきましては、養老地区の区長会長も養老公民館長も了承しております。あと今後、会議室の仕様なんかを調整していく必要はありますけれども、そういうふうで進めております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 養老自治会館はJ Aの都合でかわると。そ

れから上多度の場合は、こちらの都合でということになると思いますが、その辺は町の姿勢ではなくて、積極的にJ Aと話し合いをしていたら、土壇場でいろいろもめていけませんので、その辺をよろしく申し上げて、回答はよろしいです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、田中議員の関連ですけれども、養老自治会館、公民館がかわるということで、まず一点目は、地域の人で区長さんとかそういう形の人と何回ぐらいこの話し合いをしたかということ、かわることの説明ですね。それと今、中央公民館にかわるということで、いつごろの予定でしているかということ、それをちよつとお聞きしたいんですが。

○議長（青山貞一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの吉田議員の質問でございますけれども、正確な回数は記憶しておりませんが、区長会長には三回ほど、中央公民館中ホールでお会いしたときも、そういった中期計画なんかを説明しております。

あと養老公民館の館長につきましては、公民館長会等で行った計画があるということで説明をして承っていたいております。

あと今後の計画についてでございますけれども、今回、この補正予算を議決していただければ、その後、入札等を行って工事に入って、工事そのものは順調に進めば十月の初旬ぐらいには完成できる予定です、順調に進めばの話なんですけれども。

ただ、今、公民館の学習講座が月曜の夜開催しておるものが二講座あります。そうした関係で中央公民館へ移った場合に、中央公民館が月曜日閉館になっておりますので、そこらの調整もあり

ますので、そこらのことをまだ調整しなければならないと考えております。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は予算内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十二、議案第四十号 平成

二十九年 度養老町上水道事業会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十号

平成二十九年 度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、資本的支出について節科目の新設を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうか

ら補足説明をさせていただきます。

まず三ページの資本的支出につきましては、款一資本的支出、項一建設改良費の三目営業設備費では、予算書の節科目誤りに伴い、量水器費を六百六十万二千円減額し、新たに備品購入費として六百六十万二千円計上するものであります。

以上で、議案第四十号 平成二十九年 度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十三、議案第四十一号 平

成二十九年 度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十一号

平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ七十七万円を追加し、予算総額を三億一千二百七十七万円とするものでございます。

補正する内容は、被保険者証発送時の追加文書に係る郵送料及び保険料の過年度還付に伴う必要額を計上いたしました。

詳細については担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目一一般管理費では、岐阜県後期高齢者医療広域連合が被保険者証更新時に同封する文書の追加により郵便料がふえるため、二十九万一千円を増額いたしました。

諸支出金の償還金及び還付加算金、目一還付金と還付加算金、目二還付加算金では、後期高齢者医療広域連合の国標準システムで保険料軽減判定の設定に誤りがあったため、過年度の保険料還付金と還付加算金として、それぞれ四十三万七千円と四万二千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして説明させていただきます。諸収入の償還金及び還付加算金、目一還付金と償還金及び還付加算金、目二還付加算金では、岐阜県後期高齢者医療広域連合から歳出の保険料還付金と還付加算金の償還払い分として、それぞ

れ四十三万七千円と四万二千円を増額いたしました。

雑入、目二雑入では、被保険者証更新時の郵便料増加分が特別調整交付金として交付されるため、二十九万一千円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認め、よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は六月十九日月曜午前十時から、また産業建設委員会は同日午後一時三十分から開催されるよう要請をいたします。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十四、発議第二号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにし

たいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定しました。

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了をいたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十六日から六月二十二日までの七日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十六日から六月二十二日までの七日間は休会することに決定しました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会します。

（散会時間 午前十一時四十三分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年六月十五日

議長 青山 貞一

議員 水谷 久美子

議員 北倉 義博

